

## 埼玉県ふるさと創造貸付金貸付要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、市町村又は市町村が加入する一部事務組合（地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第2条第1項第2号に規定する地方公共団体をいう。以下「市町村」という。）が住民の福祉の増進を図り、魅力と活力にあふれる地域づくりを推進するために行う、公共施設等の整備事業に対する必要な資金の貸付手続などについて必要事項を定めるものとする。

### (貸付対象事業)

**第2条** 貸付対象事業は、市町村が行う地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第2号、第4号、第5号及び第33条の5の8に規定されている事業並びに他の法律に定める地方債の特例を満たす事業であって、別表に定める要件を満たすものとする。

### (貸付けの要件)

**第3条** 貸付けを受けようとする市町村は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 事業の計画が適正に行われること。
- (2) 償還の見込みが確実であること。
- (3) 実質公債費比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第3項に規定するものをいう。以下同じ。）が25%未満であること。

### (貸付額)

**第4条** 貸付額は、各年度予算の定める額の範囲内とし、貸付額の算定は、別表に定めるとおりとする。

### (貸付条件等)

**第5条** 貸付条件等は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 貸付利率 別表に掲げるところによる
- (2) 償還期間 17年（うち据置期間2年）、12年（うち据置期間2年）または5年（うち据置期間1年）
- (3) 償還方法 元金均等年賦償還
- (4) 償還期日 2月末日（末日が金融機関の休業日に当たるときは、

その直前の営業日とする。)

- (5) 貸付期日 3 月末日 (末日が金融機関の休業日に当たるときは、その直前の営業日とする。)

#### (借入れの申請)

**第 6 条** 貸付けを受けようとする市町村の長は、別に定める日までに次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) ふるさと創造貸付金借入申請書 (別記様式第 1 号)
- (2) 借入れの目的である事業ごとに事業計画書 (別記様式第 2 号)
- (3) その他審査のために必要と認める書類

#### (貸付けの決定)

**第 7 条** 知事は、前条に規定する書類を受理したときは、当該申請にかかる事項及び当該市町村の財政状況等を審査のうえ、貸付けを適当と認めた事業について、貸付額を決定し、当該市町村に対しその旨をふるさと創造貸付金貸付決定通知書 (別記様式第 3 号) により、通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する市町村については、財政状況等を勘案した上で、貸付額を決定するものとする。

- (1) 実質収支の赤字額が地方財政法施行令 (昭和 23 年政令第 267 号) 第 8 条第 2 項の規定により算定した額以上である市町村 (以下「実質赤字を有する市町村」という。)
- (2) 実質公債費比率が 18% 以上 25% 未満の市町村 (以下「実質公債費比率が 18% 以上 25% 未満の市町村」という。)
- (3) 元利償還金の支払遅延市町村又は過去における元利償還金の支払遅延市町村、地方財政法 (昭和 23 年法律第 109 号。以下「法」という。) 第 5 条の 3 第 1 項に基づく協議をせず若しくは法第 5 条の 4 第 1 項に基づく許可を受けずに起債を行った市町村若しくは虚偽記載等不正を行った市町村 (以下「元利償還金の支払遅延等市町村」という。)
- (4) 普通税の税率が標準税率未満の市町村 (以下「標準税率未満の市町村」という。)

2 前項ただし書の「財政状況等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 実質赤字を有する市町村については、当該赤字の解消を図るための財政健全化計画を策定するものとし、当該計画の内容及びその実施状

況。

- (2) 実質公債費比率が 18%以上 25%未満の市町村については、公債費負担適正化計画を策定するものとし、当該計画の内容及びその実施状況等。
- (3) 元利償還金の支払遅延等市町村については、それぞれ、当該事項の改善状況及び再発防止策の状況。
- (4) 標準税率未満の市町村については、当該普通税の税率が標準税率未満であることによる世代間の負担の公平への影響や地方税収の確保の状況等。

#### (借入れの申込み)

**第 8 条** 前条の貸付決定の通知を受けた市町村の長は、次に掲げる書類を別に指定する日までに知事に提出しなければならない。

- (1) ふるさと創造貸付金借入申込書（別記様式第 4 号）
- (2) ふるさと創造貸付金貸付請求書（別記様式第 5 号）
- (3) ふるさと創造貸付金借用証書（別記様式第 6 号）

#### (貸付金の貸付け)

**第 9 条** 知事は、前条の書類の提出があつた場合は、これを審査し、適当であると認めたときは、ふるさと創造貸付金借用証書（別記様式第 6 号）と引き換えに貸付けるものとする。

#### (事業計画の変更)

**第 10 条** 貸付けの決定を受けた市町村の長は、当該貸付けの対象となつた事業の計画に重要な変更をしようとするときは、ふるさと創造貸付金事業計画変更承認申請書（別記様式第 7 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (実地検査等)

**第 11 条** 知事は、必要があると認めるときは、貸付けた市町村に対し、その貸付金の使用及び事業の実施について資料の提出を求め、又は実地にこれを検査することができる。

#### (事業実施状況の報告)

**第 12 条** 市町村の長は、貸付けを受けて行った事業の当該年度の実施状況について、ふるさと創造貸付金事業実施報告書（別記様式第 8 号）を作成し、翌年度 6 月 30 日までに知事に提出しなければならない。

**(繰上償還)**

**第 1 3 条** 知事は、貸付けを受けた市町村が貸付金を目的以外に使用したとき、または、この要綱及び借用証書の特約条項に違反したときは、繰上償還期日の 1 5 日前までにふるさと創造貸付金繰上償還決定通知書（別記様式第 9 号）により、貸付金の全部または一部を繰上償還させることができる。

2 貸付けを受けた市町村の長は、貸付金の全部または一部を繰上償還しようとするときは、あらかじめふるさと創造貸付金繰上償還申請書（別記様式第 1 0 号）を知事に提出し承認を得なければならない。

**(台帳の整備)**

**第 1 4 条** 貸付けを受けた市町村の長は、ふるさと創造貸付金借入台帳（別記様式第 1 1 号）を備え付けて、借入れの状況及び元利金償還の状況を明らかにしておかなければならない。

2 知事は、ふるさと創造貸付金貸付台帳（別記様式第 1 1 号）を備え付けて、貸付けの状況及び元利金償還の状況を管理しなければならない。

**(別に定める事項)**

**第 1 5 条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

改正後の要綱は、平成 1 7 年 1 月 1 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成 1 7 年 4 月 2 5 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成 1 8 年 4 月 2 7 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成 2 1 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成 26 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成 28 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

## 別表(第2条、第4条、第5条関係)

地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条第2号、第4号、第5号及び第33条の5の8に規定されている事業並びに他の法律に定める地方債の特例を満たす事業のうち以下の事業を対象とする。

| 事業区分   | 貸付対象事業                                                                                                                                                                                                       | 貸付利率                                                            |                                                                                                     | 貸付額の算定                                                                                          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |                                                                                                                                                                                                              | 対象団体                                                            | 利率                                                                                                  |                                                                                                 |
| 特定支援事業 | 1 埼玉県5か年計画に基づく県の主要政策の推進に資する事業<br>2 公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等事業<br>3 公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設等の除却事業<br>4 県と市町村の共同事業のうち、県が特に認める事業等                                                                  | 市町村又は市町村が加入する一部事務組合(地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)第2条第1項第2号に規定する地方公共団体) | 貸付年度の2月末日における、同じ償還期間の財政融資資金貸付金利－1.0Pとする。<br>ただし、0.5%を下限とする。また、財政融資資金貸付金利が0.5%を下回った場合は財政融資資金貸付金利とする。 | 1 貸付金の額<br>対象事業費から国庫支出金、県支出金、負担金等の特定財源を控除して得た額の100%以内の額とする。<br>貸付額は、算定した額に10万円未満の端数がある場合は切り捨てる。 |
| 一般事業   | 1 交付税措置のない地方債を振り替えるとき<br>2 国の地方債の充当残部分に充てるとき<br>3 国の地方債制度を補う部分に充てるとき<br>4 土地開発公社の経営改善を目的として土地の買い戻しを行う市町村に貸付を行うとき<br>5 みんなに親しまれる駅づくり事業(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に定める地方債の特例の要件を満たす団体に限る。)<br>6 その他特に必要と認められるとき |                                                                 | 貸付年度の2月末日における、同じ償還期間の財政融資資金貸付金利とする。                                                                 | 2 対象事業費<br>原則として、地方債の起債に係る協議において、同意若しくは許可をすると認められる経費とする。                                        |

## 埼玉県ふるさと創造貸付金貸付要綱の運用について

埼玉県ふるさと創造貸付金貸付要綱の運用は、下記のとおりといたしますので、御承知願います。

### 第1 特定支援事業関係

- 1 埼玉県5か年計画に基づく県の主要政策の推進に資する事業とは、県重要施策連携調書（別添様式1）を提出し、県の貸付が必要と認められる下記の条件に合致する事業

#### （1）埼玉版SDGs推進事業

埼玉版SDGsの取組を県全体に広げるため、市町村が実施する、埼玉版SDGsの理念に沿った先進的な取組及び住民等に理念を啓発する取組

#### （2）高齢者の健康と活躍・少子化対策に関する事業

人生100年を見据えた高齢者の活躍推進や子育てに希望が持てる社会の実現のために市町村が実施する生涯を通じた健康の確保、きめ細かな少子化対策の推進などの取組

#### （3）共生社会の実現に関する事業

女性の活躍と男女共同参画の推進、人権の尊重など、誰もが活躍し共に生きる社会の実現に資する取組

#### （4）水辺deベンチャーチャレンジ（民間事業者等と連携した水辺空間の活用）等

水辺deベンチャーチャレンジ事業における利用調整協議会で合意されたプランに基づき市町村が実施する地域振興のための取組及び、川の国埼玉はつらつプロジェクトとして、平成28年度に選定された河川又は農業用水の改修事業と連携する市町村が実施する地域振興のための取組のうち令和2年度までに計画されたもの

#### （5）その他

（1）から（4）まで以外で、県政重要課題の解決に資する事業

- 2 公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設等の除却事業は、次の（1）から（3）までの事業に限る。

#### （1）地域再生法（平成17年法律第24号）第17条に定める地方債の特例の要件を満たす事業

#### （2）地方財政法（昭和23年法律第109号）第33条の5の8に定める地方債の特例の要件を満たす事業（ただし、次の①及び②に貸付けを行う場合に限る。）

##### ① 交付税措置のある地方債の充当残部分

- ② 交付税措置のない地方債の本体部分及び充当残部分
- (3) 旧合併特例事業（充当残部分に貸付を行う場合に限る。）

3 公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等事業は、次の（１）及び（２）に貸付を行う場合に限る。

- (1) 交付税措置のある地方債の充当残部分
- (2) 交付税措置のない地方債の本体部分及び充当残部分

## 第2 一般事業関係

### 1 土地開発公社の経営改善を目的とした土地の買い戻し

- (1) 買い戻し後10年以内（買い戻し年度を含む。）の事業化が見込まれる土地及び供用済土地の土地開発公社からの買い戻しを対象とする。

ただし、代行用地（登記簿上の所有権を地権者から直接市町村に帰属させ土地開発公社が土地代金等の支払いを行う方法によって取得したもの）を除き、既に市町村が所有権を有している土地は対象外とする。

- (2) 買い戻し後10年以内（買い戻し年度を含む。）の事業化が見込まれる土地は、例えばポケットパーク等の簡易な整備も可とする。
- (3) 国の土地開発公社経営健全化団体については、国の地方債制度の充当残部分を対象とする。

- (4) 当該事業を実施する市町村（国の土地開発公社経営健全化団体を除く）は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- ① 埼玉県市町村土地開発公社経営健全化対策（平成25年8月29日付け市第956号）に定める土地開発公社経営健全化計画書を提出し、その承認を得ること。
- ② 第三セクター等の経営健全化方針の策定について（平成30年2月20日付け総財公第26号 総務省自治財政局公営企業課長通知）に定める経営健全化のための方針を定め、公表すること。

### 2 みんなに親しまれる駅づくり事業は、埼玉県ふるさと創造資金から補助を受けた事業をいう。

ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成19年法律第91号）第30条に規定する地方債の特例の要件を満たす団体が実施する事業に限る。

## 第3 その他

貸付額の決定に際しては、市町村からの要望状況及び他資金での資金調達の困難性を配慮して決定するものとする。

別記様式第1号（第6条関係）

記 号 及 び 番 号  
年 月 日

埼玉県知事 氏 名

市町村長 氏 名

年度ふるさと創造貸付金借入申請書

標記貸付金を下記のとおり、借り入れたいので、別紙関係書類を添えて申請します。

記

1 借入申請額 千円

## 2 事業別内訳

[illegible]

別記様式第3号（第7条関係）

記 号 及 び 番 号  
年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名

年度ふるさと創造貸付金貸付決定書  
年 月 日付け 第 号をもって借入申請のあったふるさと創造貸付金については、下記のとおり貸付けを決定したので通知します。

記

1 貸付金額

千円

(単位：千円、%)

| 事 業 名 | 貸 付 金 額 | 貸付利率 | 備 考 |
|-------|---------|------|-----|
|       |         |      |     |
|       |         |      |     |
|       |         |      |     |
|       |         |      |     |
|       |         |      |     |
| 合 計   |         |      |     |

2 貸付年月日 年 月 日

3 貸付方法 口座振替  
取扱金融機関 銀行・信用金庫・農協 支店

4 貸付条件 償還期限 年 月 日  
償還方法 元金均等年賦償還（据置期間 年）  
償還期日 年から 年までの毎年2月末日

別記様式第4号（第8条関係）

記 号 及 び 番 号  
年 月 日

埼玉県知事           氏           名

市町村長           氏           名

年度ふるさと創造貸付金借入申込書  
下記によりふるさと創造貸付金を借入りたいので、別紙関係書類を添えて申し込みます。  
記

1 借入金額

千円也

(単位：千円、%)

| 事           業           名 | 借   入   金   額 | 貸付利率 | 備           考 |
|---------------------------|---------------|------|---------------|
|                           |               |      |               |
|                           |               |      |               |
|                           |               |      |               |
|                           |               |      |               |
|                           |               |      |               |
| 合                   計     |               |      |               |

2 借入年月日                                   年    月    日

別記様式第5号（第8条関係）

年度ふるさと創造貸付金貸付請求書

記 号 及 び 番 号  
年 月 日

埼玉県知事 氏 名 様

住 所  
市町村長 氏 名

年 月 日付け 第 号で貸付金の貸付決定の通知を受けた  
年度ふるさと創造貸付金の支払いを下記のとおり請求します。

記

- 1 貸付金貸付決定額 金 円
- 2 請 求 額 金 円

※ 債権者コード

|                   |                          |    |
|-------------------|--------------------------|----|
| 下記の銀行口座に振替えてください。 |                          |    |
| 名<br>義            | フリガ<br>ナ                 |    |
| 区<br>分            | 銀 行 支店<br>信用金庫<br>農 協 支所 |    |
|                   | 普通                       | 当座 |

※ 債権者登録をしている場合は債権者コードを、債権者登録をしていない場合は振込先  
口座を記載すること。

ふるさと創造貸付金借用証書

|    |  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |
|----|--|--|---|---|---|---|---|---|---|---|
|    |  |  | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 金額 |  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |
|    |  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |

上記金額を埼玉県ふるさと創造貸付金貸付要綱、次の条件及び特約条項を承諾の上借用しました。

1 借入金の用途、借入金額及び利率

（単位：千円、％）

| 事業名 | 借入金額 | 貸付利率 | 備考 |
|-----|------|------|----|
|     |      |      |    |
|     |      |      |    |
|     |      |      |    |
|     |      |      |    |
|     |      |      |    |
| 合 計 |      |      |    |

2 元利金の支払方法及び期日

別紙償還年次表のとおり支払います。

3 特約条項 別紙のとおりとする

4 元利金の支払場所 埼玉県指定金融機関

年 月 日

埼玉県知事 氏 名

市町村長 氏 名

## 特 約 条 項

### 1 元金の計算

毎年度の償還元金は、貸付金額を償還年数で除した額とする。

### 2 利息の計算

利息は、未償還元金に貸付利率を乗じた額とし、年単位で計算する。

### 3 報 告

貸付金の償還が終わるまでの間に次の各号に該当する場合には、その都度、速やかに文書により知事に報告します。

- (1) 借入団体の名称を変更した場合
- (2) 廃置分合、または、境界変更により貸付金の債務の継承があった場合
- (3) 貸付対象事業を中止し、または、財産を処分した場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、特に知事が指示した場合

### 4 調 査

債権の管理または保全のため、書類によりまたは実地に調査されても協力する。

別記様式第7号（第10条関係）

記 号 及 び 番 号  
年 月 日

埼玉県知事 氏 名

市町村長 氏 名

ふるさと創造貸付金貸付事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で貸付の決定を受けた 年度ふるさと創造貸付金貸付事業の計画を別紙のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

（別紙）

1 変更の理由

2 変更の内容

様式第2号に準じて作成し、変更後の計画を黒字で、既定計画を赤字で記入すること。

別記様式第9号（第13条関係）

記 号 及 び 番 号  
年 月 日

市町村長 氏 名 様

埼玉県知事 氏 名

年度ふるさと創造貸付金繰上償還決定通知書  
年 月 日付け 第 号で貸付決定したふるさと創造貸付金を下  
記のとおり繰上償還されるよう通知します。

記

| 年度<br>区分 | 貸 付<br>年月日 | 事 業 名 | 貸付金額 | 現在高 | 繰 上<br>償還額 | 繰 上<br>償還期日 |
|----------|------------|-------|------|-----|------------|-------------|
|          |            |       |      |     |            |             |
|          |            |       |      |     |            |             |
|          |            |       |      |     |            |             |

【繰上償還の理由】

別記様式第 1 0 号（第 1 3 条関係）

記 号 及 び 番 号  
年 月 日

埼玉県知事 氏 名

市町村長 氏 名

ふるさと創造貸付金繰上償還申請書  
年 月 日付け 第 号で貸付の決定を受けたふるさと創造貸付金を下記のとおり繰上償還したいので申請します。

記

| 年度<br>区分 | 貸 付<br>年月日 | 事 業 名 | 貸付金額 | 現在高 | 繰 上<br>償還額 | 繰 上<br>償還期日 |
|----------|------------|-------|------|-----|------------|-------------|
|          |            |       |      |     |            |             |
|          |            |       |      |     |            |             |
|          |            |       |      |     |            |             |

【繰上償還の理由】

別記様式第2号（第6条関係）

年 度

契 約 年 月 日

完 了 予 定 年 月 日

事 業 計 画 書

年 月 日

年 月 日

（単位 千円）

| 全体計画    |           |     | 前年度までの実施済額 |      |  | 本年度計画額 |       |                                                                         | 残事業費 |     |     |
|---------|-----------|-----|------------|------|--|--------|-------|-------------------------------------------------------------------------|------|-----|-----|
| 事業内容    |           | 単 価 | 金 額        | 事業内容 |  | 単 価    | 金 額   | 事業内容                                                                    |      | 単 価 | 金 額 |
|         |           |     |            |      |  |        |       |                                                                         |      |     |     |
|         |           |     |            |      |  |        |       |                                                                         |      |     |     |
| 同上の財源内訳 | 国支出金      |     |            |      |  |        |       |                                                                         |      |     |     |
|         | 県支出金      |     |            |      |  |        |       |                                                                         |      |     |     |
|         | 起債        |     |            |      |  |        |       |                                                                         |      |     |     |
|         | ふるさと創造貸付金 |     |            |      |  |        |       |                                                                         |      |     |     |
|         | 分担金その他    |     |            |      |  |        |       |                                                                         |      |     |     |
|         | 一般財源      |     |            |      |  |        |       |                                                                         |      |     |     |
|         | 計         |     |            |      |  |        |       |                                                                         |      |     |     |
| 本理由業施行の |           |     |            |      |  |        | 事業効果等 |                                                                         |      |     |     |
| 要望理由    |           |     |            |      |  |        | 参考事項  | ふるさと創造貸付金予算措置状況<br>計上済（貸付金額 千円）<br>未計上（ 月補正予算に計上予定 ）<br>補助（負担）金 内示済・決定済 |      |     |     |

（市町村名 ）

記号及び番号

年 月 日

埼玉県知事 氏 名

市町村長 氏 名

## ふるさと創造貸付金貸付事業実施報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

(単位 千円)

[illegible]

別記様式第 11 号 (第 14 条関係)                      ふるさと創造貸付金 貸付・借入台帳

|       |  |       |  |
|-------|--|-------|--|
| 団 体 名 |  | 市町村番号 |  |
|-------|--|-------|--|

|             |  |
|-------------|--|
| 取 扱 金 融 機 関 |  |
|-------------|--|

| 貸付・借入年度  |             | 年度    |   | 貸付・借入事業名 |        | 貸付・借入金額 |         | 円     | 償還開始期    | 年   | 月 | 日 |
|----------|-------------|-------|---|----------|--------|---------|---------|-------|----------|-----|---|---|
| 貸付・借入年月日 |             | 年     | 月 | 日        | 借用証書番号 | 貸付・借入利率 | 年       | %     | 償還満期     | 年   | 月 | 日 |
| 年度       | 元利金<br>支払期日 | 未償還元金 |   | 償還額      |        |         | 受入・支払状況 |       |          | 備 考 |   |   |
|          |             |       |   | 元        | 金      | 利 子     | 計       | 償 還 額 | 受入・支払年月日 |     |   |   |
|          | 年 月 日       | 円     |   | 円        |        | 円       |         | 円     | 年 月 日    |     |   |   |
|          | 年 月 日       |       |   |          |        |         |         |       |          |     |   |   |
|          | 年 月 日       |       |   |          |        |         |         |       |          |     |   |   |
|          | 年 月 日       |       |   |          |        |         |         |       |          |     |   |   |
|          | 年 月 日       |       |   |          |        |         |         |       |          |     |   |   |
|          | 年 月 日       |       |   |          |        |         |         |       |          |     |   |   |
|          | 年 月 日       |       |   |          |        |         |         |       |          |     |   |   |
|          | 年 月 日       |       |   |          |        |         |         |       |          |     |   |   |
|          | 年 月 日       |       |   |          |        |         |         |       |          |     |   |   |
|          | 年 月 日       |       |   |          |        |         |         |       |          |     |   |   |
|          | 年 月 日       |       |   |          |        |         |         |       |          |     |   |   |
|          | 年 月 日       |       |   |          |        |         |         |       |          |     |   |   |
|          | 年 月 日       |       |   |          |        |         |         |       |          |     |   |   |
| 計        |             |       |   |          |        |         |         |       |          |     |   |   |

| 事業内訳 | 貸付・借入事業名 |  | 貸付・借入金額 |  | 貸付・借入事業名   |  | 貸付・借入金額 |
|------|----------|--|---------|--|------------|--|---------|
|      |          |  | 円       |  |            |  | 円       |
|      |          |  |         |  |            |  |         |
|      |          |  |         |  |            |  |         |
|      |          |  |         |  |            |  |         |
|      |          |  |         |  | 合 計 ( 事業 ) |  |         |